

# 令和3年9月記者懇談会

日時 令和3年9月28日(火)

午前10時30分

場所 政策会議室

## 1 市長あいさつ

- 2 市政記者クラブからの質問事項 (幹事社 東日)  
なし

## 3 市からの報告事項

- (1) ジェイアールバス高速バス開通記念式典の開催について (公共交通対策室)
- (2) 令和3年度新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会に参加  
する立候補予定者の確定について (まちづくり推進課)
- (3) 新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる  
まちづくり条例の制定について (福祉課)
- (4) JR飯田線新城駅構内こ線橋の供用開始、完成記念式典・内覧会について  
(都市計画課)
- (5) 東三河都市計画の変更及び特別用途地区建築条例の一部改正について  
(都市計画課)

## 4 その他

資料提供・情報提供

- (1) 経営者・後継者のための「事業承継個別相談会」開設について (商工政策課)
- (2) 令和3年度鳳来寺山もみじまつり開催内容の変更について (観光課)

## 5 行事予定表

次回開催日 10月20日(水) 午前10時30分

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和3年9月28日	
担当課・室	行政課公共交通対策室	
担当職・氏名	室長	白井 薫
連絡先（電話）	(0536) 22-9901	
連絡先（FAX）	(0536) 23-2002	
連絡先（Eメール）	kotsu@city.shinshiro.lg.jp	

件名	ジェイアールバス高速バス路線 開通記念式典について
----	---------------------------

## 内容

令和3年9月22日付で発表した「新城（道の駅もつくる新城）」バス停の設置及び供用開始について、下記のとおり開通記念式典を開催しますのでお知らせします。

## 記

1. 式典開催日 令和3年10月28日（木）
2. 開催時間 午前9時30分から午前10時10分まで
3. 開催場所 道の駅もつくる新城
4. 当日の流れ
  1. 市長挨拶
  2. 来賓祝辞
  3. 来賓紹介
  4. テープカット
  5. 記念撮影

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和3年9月28日	
担当課・室	まちづくり推進課	
担当職・氏名	課長	松下 領治
連絡先（電話）	(0536)	23-7692
連絡先（FAX）	(0536)	23-2002
（メールアドレス）	machizukuri@city.shinshiro.lg.jp	

件名	令和3年度新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会に参加する立候補予定者の確定について
----	---

## 内容

見出しの件について、令和3年度新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会に参加する立候補予定者が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

### 1 参加する立候補予定者

- (1) 下江洋行氏
- (2) 白井倫啓氏

### 2 参加する日程

各立候補予定者が全ての開催日（10月2日、10月7日及び10月14日）に参加する。

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和3年 9月28日	
担当課・室	福祉課	
担当職・氏名	課長	大橋健二
連絡先（電話）	(0536) 23-7624	
連絡先（FAX）	(0536) 23-7699	
（メールアドレス）	fukushi@city.shinshiro.lg.jp	

件名	新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例の制定について
----	--

## 内 容

令和3年9月定例会において、「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」が可決、制定されました。

本条例は、令和2年8月7日に「福祉円卓会議」から市長に対して、「福祉職がやりがいを持てる地域社会を形成するため、福祉人材を皆で育てるまちづくり」について、施策の実施と条例づくりが答申され、それに基づき、福祉職や公募市民等からなる検討会議で条例の内容を検討し、それを市関係部署で条例案としてまとめ、9月議会に上程し可決されたもので、市民発意の条例と言えます。

本条例では、福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができる地域社会を実現するため、福祉従事者の支援に関し、基本理念を定め、福祉従事者、事業者、市民及び市の責務を明らかにするとともに、これらの者の連携その他の基本的な事項を定めることにより、福祉従事者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

今後、第9条に規定する「新城市福祉従事者支援施策推進会議」を設置し、福祉従事者、事業者、市民及び市がともに協力して、第8条に規定する「推進施策」の実施を推進していきます。

## 別添資料

- ・新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例（解説付き）
- ・諮問書
- ・答申書

# 諮 問 書

平成31年1月9日

新城市福祉円卓会議  
会長 前澤このみ 様

新城市長 穂 積 亮



新城市福祉円卓会議条例に基づき、社会福祉事業に従事する者の社会的評価の向上及び地域社会全体での人材の育成の推進を図るため、下記の事項を諮問します。

## 記

「福祉職がやりがいを持てる地域社会を形成するため、福祉人材を皆で育てるまちづくり」について

### 1. 諮問理由

人口減少と少子高齢化が一層進行する社会において、介護や医療や福祉など人の手助けが本当に必要になったとき、その手が間違いなく差し伸べられる体制があつて始めて市民は日々の生活を営むことができます。その支え合う力のつなぎ目を果たしているのが、様々な福祉現場で働く人々ですが、その人材が不足しています。その大きな要因は、福祉現場で働くことが、それに見合った社会的評価を得られていないことにあります。誰もが安心して暮らしていけるよう、地域社会全体で福祉現場で働く人がやりがいを持つことができ、人材を育成していく必要がありますので、その実施に向けた調査及び施策について、多様な立場からの英知を集め、様々な視点から協議していただきたく、ここに諮問いたします。

### 2. 答申を希望する時期

平成32年7月予定

# 答 申 書

令和2年8月7日

新城市長 穂 積 亮 次 様

新城市福祉円卓会議  
会長 前 澤 こ の み

平成31年1月9日に新城市福祉円卓会議は、「福祉職がやりがいを持てる地域社会を形成するため、福祉人材を皆で育てるまちづくり」について諮問を受け、新城市内の福祉現場で働く人々の現状調査と施策について、協議をしてきた結果がまとまりましたので答申いたします。

## 記

### 現状と思い

私たちは、生涯を通じて、幸せに暮らしていけるよう互いに支え合いながら生きていますが、何らかの原因で福祉の手助けが必要になった時には、福祉現場で働く福祉職の方々に支えられます。しかし、現在、この福祉職の人材が不足しています。

「福祉職がやりがいを持てる地域社会を形成するため、福祉人材を皆で育てるまちづくり」には、福祉に携わる者だけでなく、地域の様々な人や機関が理解をし、関わることが重要です。福祉職がやりがいを持って働き続けられる社会は、新城市民が安心して暮らしていける社会につながります。

そんな中、福祉職の多くが処遇等に不満を持ちながらも改善を望み、福祉の仕事にやりがいを持ち働いています。現在はなんとかやりがいと不満のバランスがとれていますが、一旦そのバランスが崩れれば、大切な人材を失いかねません。

サービスの担い手である福祉職がいないことで困るのはサービスの受け手である市民です。現在、福祉職の人材不足により、市民からのニーズがありながらも従来行ってきたサービスを休止しなければならない切迫した状況も出てきています。住み慣れたまちで安心して暮らせるまちづくりのためにも、福祉職の方々がやりがいを持って働き続けることができる施策が必要であると考えます。

## 答申

### 1 福祉職、福祉事業所に対する施策の実施

様々な福祉現場で働く方々と運営する福祉事業所が、この地域の福祉を支えています。福祉人材を確保するためには、福祉現場で働く人の仕事が、人に関わり、人を支えるやりがいのある仕事であることを広く理解してもらうことが必要です。また、福祉に携わる人が働きやすくなるように職場環境が向上し、処遇の改善が図られること、この地域に福祉人材を必要として、福祉に携わる方や福祉事業所を大切な存在と認め、社会的に評価することが重要です。そのため考えられる施策を次の3つにまとめました。

- (1) 福祉現場の魅力を伝えること
- (2) 連携する仕組みをつくること
- (3) 福祉事業所を評価し支援すること

この3つを【必要な施策】として、3ページ以降に提案します。

また、これらの施策については、後述する「福祉サービス従事者アンケートの実施」結果を基に導き出されたものでもあります。

そして、この3項目それぞれから実施へのステップとなる、「初めの一步」としての施策を、コロナ禍を考慮し、離れていてもリモートで実施可能な視点を踏まえて、6ページのとおり選びました。

### 2 必要な施策が継続できるための地域福祉に関する条例の制定

3つの必要な施策を実施していくために、単年度でその施策が終わることなく、年度をこえてその問題意識が引き継がれ、時代の動きに合わせて施策を変化させながら継続していくことが必要です。

施策実施のためには、事業者・従事者、市民、行政がともに協力し合うことが欠かせません。それぞれが担う役割を明確にして、財源を有効に活用しながら福祉現場を支え、福祉人材を育てるまちに向かう基本となる仕組みが重要です。

そのため、施策の背景にある思いを包括できる福祉条例が必要であると考えます。

## 1-1 福祉職、福祉事業所に対する施策の実施内容

### (1) 福祉現場の魅力を伝えること

#### ① 市政番組「いいじゃん新城」、広報しんしろ「ほのか」等を活用した情報発信

市民の方に福祉職・介護職や市内の福祉サービス等について知ってもらう。

#### ② 誰でも参加できるイベントで周知

シルバー祭り、RUN伴等のイベントで情報発信することにより、福祉の仕事について関心のなかった方にアピールできる。

#### ③ 中高校生向けの体験型イベント、講座を開催、福祉教育の充実

体験することにより福祉の仕事について興味を持ってもらい、将来の福祉人材確保へつなげる。

#### ④ 福祉職の魅力を伝える写真展

施設等を利用している人でなければ、福祉職の方が働いている姿を見ることはできない。やりがいを持って働いている姿を写真にすることで、一般の方にも魅力を伝える。

#### ⑤ 新城市福祉・介護フェア、新城市福祉・介護市民フォーラム

高齢者疑似体験・介護体験等の体験イベント、介護ロボットの展示、作品展、授産商品の販売などにより多くの方に福祉について関心を持ってもらう。市内の事業所にも参加してもらい施設紹介や就職相談を実施する。市民フォーラムを開催し福祉・介護職員による実践発表や講演会等を行う。

### (2) 連携する仕組みをつくること

#### ① 福祉・介護サービス連絡協議会、新城福祉介護学会

市内の福祉事業所のつながりを持つことで、情報交換や交流、事例研究などの互いの顔の見える関係づくり（多職種連携）がサービス等の差別化を解消し、事業所の質を上げることになる。ひいては、利用される方へのサービス向上につながる。

#### ② 行事・イベントに関する作り物を共通利用できる仕組みをつくる

季節ごとの行事・イベントに関する飾りなどの作り物を各事業所において作成しているが、作成には手間や時間がかかり保管場所にも苦慮してい

る。各事業所で保管している作り物の情報交換できる体制を整え、貸し借りできるようになれば、経費や時間を他業務へまわすことができ業務の効率化につながる。

また、地域の方に作成してもらい機会を設けることで、地域とのつながりが生まれる。

### ③ 無料相談窓口の設置

職場で悩み等を相談できない場合に離職へとつながる可能性が高い。対面での相談の他に電話やSNSでも仕事に関する悩みを相談できる窓口を設置し離職予防をはかる。

### ④ 「ほいっぷネットワーク」の利用拡大

現在、介護事業所は「ほいっぷネットワーク」を使用し、事業所利用者の情報共有を行っているが、福祉事業所も「ほいっぷネットワーク」が使用できるように進める。

### ⑤ 合同職員研修

講師を招いて、講習・講演など、事業所単独では実施できない研修会の開催。名古屋など遠方で実施される勉強会、研修を新城市内で実施。スキルアップ、モチベーションアップをはかる。

### ⑥ 事業所に出向いて現場を確認しての出前研修

施設によって困りごとなどは様々である。現場を確認して、その施設で本当に必要とされる研修を実施する。施設での問題点を一緒になって考える（世直し隊）。

### ⑦ 雇用者、管理者、リーダー等階層別の研修を実施

現場職員や現場責任者だけでなく代表者（経営者）や職場のマネジメントを行う立場にある管理者等に対して、生産性向上による介護サービスの質の向上を目指し研修を実施する。働く人のモチベーションの向上、楽しい職場・働きやすい職場作りをすることにより、介護サービスの質の向上や人材の定着・確保につなげる。

### ⑧ 就職（復職）前研修

福祉職に興味があるが初めての仕事に対して不安のある方、福祉職から離れて時間がたっており復職に際して不安のある方に研修を実施する。

### ⑨ 外国人向けの日本語研修に対する支援

外国人技能実習生を受け入れる際に、日本語の能力が問題となってくる。日本語研修を支援することにより、外国人技能実習生の受け入れも進み人材不足解消の一助になる。

### (3) 福祉事業所を評価し支援すること

#### ① 就職祝金

新城市に新規の福祉人材を呼び込むために、新城市内の福祉サービス事業所に就職した方に就職祝金を支給する。

#### ② 福祉・介護の資格取得に対する助成

新城市内の事業所で働きながら資格取得を目指す方に対して、資格取得のためにかかった経費の一部を補助する。

#### ③ ICTネットワークや介護ロボット導入に対する助成

ICTネットワークや介護ロボットを導入することにより、これまで時間を割いてた利用者の記録や書類作成などの事務が簡素化され、常時どこでも情報共有できることで業務の時間短縮につながったり、身体的負担・精神的負担の軽減につながる。

#### ④ 備品購入、施設改修に対する助成

経年劣化で更新が必要な備品の購入や施設改修を行うことができず、利用者や職員の負担となっている。市の助成制度があれば、改善しやすくなる。

#### ⑤ 永年勤続表彰

福祉人材の流出予防のために、新城市内の福祉サービス事業所に継続して勤務されている方に永年勤続表彰を行う。

#### ⑥ 認定福祉事業所制度（仮称）

福祉現場で働く人の満足度など職場環境を評価し市の認定を受けると、サポートを具体的に受けられるような仕組みにする。

## 1-2 【必要な施策】を実施する上において、「初めの一歩」の施策

### (1) 福祉現場の魅力を伝えること

初めの一歩は、 ③ 中高校生向けの体験型イベント、講座を開催、  
福祉教育の充実

(選出理由：子どもの時に福祉に触れて、体験して大人になると福祉への受け取り方が違ってくことを実感している。体験した子が職業を考える年齢になった時に、福祉現場の魅力を伝えることは、将来的に福祉人材を確保することにつながる。)

### (2) 連携する仕組みをつくること

初めの一歩は、 ⑤ 合同職員研修

(選出理由：職場のスタッフを研修になかなか参加させにくいところがあったり、研修に行きたくても勉強しようとする時間や手立てがないと思っている人も多いため、こうした機会や、研修後の交流会があれば、情報交換することも含めて、課題解決につなげることができる。)

### (3) 福祉事業所を評価し支援すること

初めの一歩は、 ⑤ 永年勤続表彰

(選出理由：福祉現場で働く人の励みになる。個々によって離職しやすい年月があると思われるので、節目節目にモチベーションを上げるきっかけになる。孤立しがち、また埋もれがちな現場職員もいるため、表彰により、福祉を支える一員として評価されたと感じてもらえることができる。)

### ◇福祉サービス従事者アンケートの実施

市内で福祉サービス等に従事する福祉職の方に対して働き方や処遇などの労働実態と課題の把握、今後の施策を検討することを目的に、福祉サービス従事者アンケートを実施しました。

アンケートについては、人間関係等の「職場環境」、収入や労働条件等の「処遇」、社会的評価や人材育成等の「支援環境」の3つの視点で仮説を設けて、目指す姿に向けた現状把握を行いました。その中から新城市における課題と必要性が次のとおり見えてきました。

- 福祉職として仕事の継続意向に、自身が社会的に貢献していることや自身の能力を活かしているという実感、目標とする周囲の人の有無が影響しており、福祉職の重要性の周知、研修の機会の充実に加え、事業所横断的な顔のみえる関係づくりが必要。
- ハラスメント経験の有無、仕事に関する悩みやトラブル等を対処できる環境の有無が離職意向に強く影響していることがうかがえ、相談体制の強化が必要。
- 離職意向がある人で給料・賃金に不満を感じている人が特に多いが、仕事量の削減や人員の増加も求められている。非正規の女性では、柔軟な働き方の一つとして福祉職が選ばれている傾向もあり、柔軟な働き方ができる職種であることをPRし、人員のさらなる確保につなげる必要がある。

一方で、アンケートでは、正規・非正規職員ともに労働条件の改善のためには、「賃金引き上げ」が最も重要だと回答しており、第2位の回答と比較して倍の割合となっており、賃金が切実な問題となっていることを把握しました。

ただし、介護報酬や障害福祉サービス等報酬は国の基準で定められているため、国の基準改定が無い限り事業所が、簡単に賃金引き上げを行うことは困難です。

福祉従事者にとって賃金は非常に重要な問題であり、この問題が解決されなければ福祉従事者が離職を考えることは避けられず、新たに福祉関係の仕事に就く人材も増えません。賃金引き上げについては国へ対し報酬水準改善の要望を実施していくことも必要です。

また、職場環境の改善に重要だと思う項目は、正規・非正規ともに「職員の増員」が最も重要だと回答しており、上位3位は同じ回答が占めて、「職員の増員」、「職員の質の向上」、「職員の働きやすさに配慮した施設の改修や職場の雰囲気改善」となっています。また、職員が1人で受け持つ利用者数や業務量が増加しており、時間外労働や持ち帰り業務等も加わり、精神的・肉体的に疲労している実態が判かりました。

賃金など労働条件の改善実施が事業所の経営的にまた国の政策的に困難であ

るならば、支援の重点を職場環境や支援環境の改善に向けていくことが必要です。

#### ◇施設・事業所等の視察（「福祉円卓会議の検討経過」の表中※）

現状の課題として、福祉各分野における相互理解が十分でないとの意見を踏まえ、委員による施設の現状把握及び相互理解と今後の議論を深めることを目的とした視察を2回に分け実施しました。

施設・事業所によって、施設基準や職員配置等の決まりが異なり、各施設・事業所が創意工夫して対応していることを、参加委員が互いに知り合うことで、今後の業務や施設運営に役立つものと認識されました。

#### 福祉円卓会議の検討経過

開催日	会議等	内容
平成31年1月9日	第1回福祉円卓会議	アンケート調査項目、施設・事業所等視察協議
平成31年2月1日	※施設・事業所等視察	7施設（もくせいの家ほうらい、レインボーはうす、デイサービスゆうなぎ、西部福祉会館、児童発達支援事業おひさま、やすらぎの家、矢部ホーム）
平成31年3月19日	第2回福祉円卓会議	アンケート調査項目協議、施設・事業所等視察確認
令和元年6月14日～28日	福祉サービス従事者アンケート実施	配付1,719人（126事業所） 回収1,507人（回収率87.7%）
令和元年8月29日	第3回福祉円卓会議	アンケート分析、施策案協議
令和元年9月26日	第4回福祉円卓会議	施策案協議
令和元年11月11日	※施設・事業所等視察	3施設（八楽児童寮、静巖堂医院デイケアセンター、グループホーム好日庵、特別養護老人ホーム麗楽荘）
令和元年11月22日	第5回福祉円卓会議	中間報告書協議
令和元年12月4日	中間報告提出	市長へ中間報告を提出
令和2年2月18日	第6回福祉円卓会議	市職員による条例についての説明 条例について協議
令和2年6月24日	第7回福祉円卓会議	答申書の内容協議
令和2年7月15日	第8回福祉円卓会議	答申書の内容協議
令和2年7月27日	第9回福祉円卓会議	答申書の内容協議

新城市福祉円卓会議委員名簿

区 分	分 野	氏 名	所 属
委員	介護・福祉全般	まえざわ 前澤 このみ	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会
	介護・医療	はらだ 原田 いくよ 郁代	医療法人 静巖堂医院 (グループホーム好日庵)
	介護	ないとう 内藤 なおみ 直美 はしもと 橋本 ゆきこ 有希子	愛知東農業協同組合 (介護支援センター)
	介護	なかじま 中島 のりよ 則予	株式会社 青い春 (デイサービスゆうなぎ)
	介護	あいやま 相山 ゆりこ 由里子	社会福祉法人一誠福祉会 (特別養護老人ホーム麗楽荘)
	障がい	もり 森 ようこ 容子	株式会社 プレイズ (就労継続支援B型 シャローム)
	障がい	おおやま 大山 えいこ 英子	特定非営利活動法人 もくせいの家
	障がい・医療	てるい 照井 せいこ 聖子	社会福祉法人 新城福祉会 (レインボーはうす)
	児童・障がい	なかたに 中谷 まさみ 昌美	特定非営利活動法人 ママ・サポート子いづみや
	児童	なかむら 中村 まこと 真琴	社会福祉法人 和敬会 (八楽児童寮) 令和2年3月まで所属
	地域	いしの 石野 さとみ 里美	鳳来自治振興事務所
	法曹	さかた 坂田 なおこ 尚子	司法書士法人 坂田法務事務所
委員 (アドバイザー)	障がい	ながさか 長坂 ひろし 宏	社会福祉法人 新城福祉会

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和3年9月28日	
担当課・室	都市計画課	
担当職・氏名	課長	吉林 和久
連絡先(電話)	(0536) 23-7640	
連絡先(FAX)	(0536) 23-7047	
(メールアドレス)	toshi@city.shinshiro.lg.jp	

件名	J R 飯田線新城駅構内こ線橋の供用開始、完成記念式典・内覧会について
----	-------------------------------------

## 内容

新城駅構内のこ線橋は、昭和59年の設置以来、多くの方々に利用されてきましたが、皆様により便利にご利用いただくために、令和元年度から屋根付きのこ線橋への架け替えと、バリアフリーに対応するためにエレベーターを設置する工事に着手し、工事を進めてまいりました。

この度工事が完了し、新設こ線橋とエレベーターの供用開始日が、令和3年11月7日(日)に決定しましたのでお知らせします。

また、供用開始日の前日、令和3年11月6日(土)には、J R 飯田線新城駅エレベーター一等完成記念式典、内覧会を開催いたします。(詳細は下記のとおり)

## 記

- 令和3年11月6日(土)
- 9:00～ 受付開始
  - 9:30～10:00 式典
  - 10:00～12:30 内覧会
- ※バリアフリー化寄附をいただいた方を対象
- 令和3年11月7日(日)
- 新設こ線橋供用開始
- ※始発列車より

以上

# 報道機関発表資料



駅舎側



駅舎反対側

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和3年9月28日	
担当課・室	都市計画課	
担当職・氏名	課長	吉林 和久
連絡先（電話）	(0536) 23-7640	
連絡先（FAX）	(0536) 23-7047	
（メールアドレス）	toshi@city.shinshiro.lg.jp	

件名	東三河都市計画の変更及び特別用途地区建築条例の一部改正について
----	---------------------------------

## 内容

新城市では、人口減少や少子・超高齢社会に対応した持続可能なまちの構造へ転換するため、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めた「第2次新城市都市計画マスタープラン」を令和2年3月に策定しました。この都市計画マスタープランの土地利用の方針に掲げる市街地像の具現化に向けて、土地利用の根幹をなす都市計画である用途地域について総見直しを行うため、令和2年12月に「都市計画用途地域見直し方針」を公表しました。この見直し方針に沿って用途地域、特別用途地区及び準防火地域に係る都市計画の原案を作成し、都市計画法に基づく手続きを経て昨月に都市計画の変更を行いました。また、特別用途地区に関連する新城市特別用途地区建築条例（改正後の名称は、「新城市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」）の一部改正の議案が令和3年9月定例会において原案どおり可決されました。今般、この都市計画及び改正条例を令和3年10月1日から施行しますのでお知らせいたします。

なお、本市の用途地域は昭和46年（1971年）の指定以来、初となる総見直しです。

## ○見直し概要

単位：ha

用途地域の種類	面積			備考
	変更前	変更後	差	
第一種中高層住居専用地域	58 (10.8%)	42 (7.8%)	▲16 (▲3.0%)	
第二種中高層住居専用地域	19 (3.5%)	48 (8.9%)	29 (5.4%)	
第一種住居地域	197 (36.8%)	181 (33.7%)	▲16 (▲3.1%)	
第二種住居地域	33 (6.1%)	32 (6.0%)	▲1 (▲0.1%)	
準住居地域	0 (0%)	4.6 (0.9%)	4.6 (0.9%)	
近隣商業地域	15 (2.8%)	7.7 (1.4%)	▲7.3 (▲1.4%)	
商業地域	10 (1.9%)	6.9 (1.3%)	▲3.1 (▲0.6%)	
準工業地域	7 (1.3%)	17 (3.2%)	10 (1.9%)	
工業地域	76 (14.2%)	76 (14.2%)	0 (0%)	見直し対象外
工業専用地域	121 (22.6%)	121 (22.6%)	0 (0%)	見直し対象外
合計	約 536 (100.0%)	約 536 (100.0%)	0 (0%)	

※見直しにより用途地域を変更する市街化区域の面積：約 44ha

# 報道機関発表資料

## ○主な見直し

### 1 都市計画マスタープランの土地利用方針に即した用途地域の見直し

場所	国道151号沿道（新城警察署南交差点付近）	
内容	【住居系用途地域 ⇒ 商業系用途地域】 まちの主軸である国道151号の沿道を、市の中心核にふさわしい沿道サービス型の商業機能を誘導し、自動車関連サービスを含めた賑わいのある商業地としての土地利用を図る。	
見直し規模	約10ヘクタール	
用途地域	第二種住居地域（住居系）	⇒ 準工業地域+特別用途地区（商業系）
店舗、飲食店等	床面積が1万㎡以下のもののみ建築が可能	⇒ 床面積の制限なし
パチンコ店等	建築可能（風俗営業禁止）	⇒ 建築可能（営業可能）
劇場、映画館等	建築不可	⇒ 建築可能
自動車修理工場	作業場の面積が50㎡以下のもののみ建築が可能	⇒ 作業場の面積制限なし
建築条例による制限の内容	用途地域の変更に伴い、新たに建築することが可能となる建物の内、賑わいのある商業地の誘導にそぐわない施設であるキャバレー、倉庫業倉庫、畜舎（ペット関連施設を除く。）及び一定規模以上の工場の立地を制限する。	

### 2 現況の土地利用に即した用途地域の見直し

場所	旧国道151号沿道等	
内容	【商業系用途地域 ⇒ 住居系用途地域】 商業地域又は近隣商業地域において後継者不足等による商業の衰退により店舗等が減少し、その多くが店舗併用住宅であることから必然的に住宅地化が進み、商業系用途地域でありながら住宅地としての土地利用が優勢となっている地域又は優勢となる見込みの地域について良好な住宅環境の形成を図る。	
見直し規模	約11ヘクタール	
用途地域	商業地域・近隣商業地域	⇒ 第一種住居地域・第二種住居地域
店舗、飲食店等	床面積の制限なし	⇒ 床面積が1万㎡以下のもののみ建築が可能（第一種住居地域は3千㎡以下）
パチンコ店等	建築可能（営業可能）	⇒ 建築可能（風俗営業禁止）
劇場、映画館等	建築可能	⇒ 建築不可
性風俗店	建築可能（商業地域のみ）	⇒ 建築不可
車庫	建築可能	⇒ 建築可能（面積・階数に制限あり）
倉庫業倉庫	建築可能	⇒ 建築不可
工場等	原動機を使用する作業場の面積が150㎡以下のみ建築が可能	⇒ 原動機を使用する作業場の面積が50㎡以下のみ建築が可能

## ○参考資料

新城市公式ホームページ(<https://www.city.shinshiro.lg.jp/>)のページID検索で次のIDを入力してください。

- ・都市計画変更 ⇒ [850640596](#)
- ・建築条例一部改正 ⇒ [100339489](#)

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和3年9月28日	
担当課・室	商工政策課	
担当職・氏名	課長	権田晃明
連絡先（電話）	(0536) 23-7634	
連絡先（FAX）	(0536) 23-7047	
（メールアドレス）	shoukou@city.shinshiro.lg.jp	

件名	経営者・後継者のための「事業承継個別相談会」開設について
----	------------------------------

## 内容

経営者の高齢化や後継者不在等の理由により、市内事業者の事業承継は深刻な課題となっています。また、解決には時間を要するため、早めの取組が重要となります。

このため本市では事業継続に不安を抱えている方や、事業引継ぎを検討している方を対象とした個別相談会を令和3年10月27日に開設します。

## 記

- 開催日時 毎月 第4水曜日 令和3年10月27日より  
①10時00分～11時00分 ②11時30分～12時30分（事前予約制）
- 開催場所 新城市勤労青少年ホーム1階 講習室
- 対象者 新城市内の経営者または後継者（親族、従業員等）
- 料金 無料
- 相談機関 愛知県事業承継・引継ぎ支援センター（経済産業省中部経済産業局委託事業）
- 申込方法 相談希望日の1週間前までに申込書にてメールまたはファックスで事前予約  
申込書は市ホームページでダウンロード又は商工政策課窓口にて配布します。  
商工政策課 ファックス：0536-23-7047  
メール : shoukou@city.shinshiro.lg.jp



新城市

相談無料

秘密厳守

経営者・後継者のための

# 事業承継 個別相談会

- 開催日時 毎月第4水曜日（事前予約制）  
①10時00分～11時00分 または  
②11時30分～12時30分
- 開催場所 新城市勤労青少年ホーム1階 講習室
- 相談機関 愛知県事業承継・引継ぎ支援センター

経済産業省から委託を受けた公的機関で、  
豊橋商工会議所内にサテライトオフィス  
があります。

相談機関ホームページ



- ◆そもそも何から始めればいいのか分からない方
- ◆事業承継したいが後継者がいない方
- ◆安定した経営を続けてきたが、高齢等により事業の継続に不安をお持ちの方
- ◆M&Aによる事業拡大や事業引継ぎでの創業を検討している方



**まずはお気軽にご相談ください！**

申込方法  
は裏面へ

# 事業承継 個別相談会 申込書

○場 所 新城市勤労青少年ホーム1階 講習室

○対象者 新城市内で事業を行う経営者  
または後継者(親族、従業員、第三者等)

○料 金 無料

○申込方法 相談希望日の1週間前までに以下に記入の上、  
ファックスまたはメールでお申込みください。



(ふりがな) 氏名	年代	性別 男・女	経営者・後継者 (いずれかに○)
(ふりがな) 会社名・屋号			業種
ご住所	〒		
ご連絡先	電話番号:	FAX:	創業年月
	メールアドレス:		年月
ご相談内容 (複数○も可)	1. 親族承継 2. 従業員承継 3. 第三者承継 4. M&A 5. その他( )		
相談希望日	令和 年 月 日(水) ※毎月、第4水曜日となります		
相談時間帯 (いずれかに○)	①10:00～11:00	②11:30～12:30	

※お申込み後、ご相談枠の状況からお電話で変更等をお願いする場合がございます。

※ご記入いただきましたお客様の情報は、新城市産業振興部商工政策課及び愛知県事業承継・引継ぎ支援センターが下記の利用目的の範囲内でのみ利用いたします。

・本相談会の実施、運営 ・アンケート実施等による調査、研究及び参考情報(セミナー等)の提供

<b>申込先・問合せ</b>	<b>新城市役所産業振興部 商工政策課</b> TEL 0536-23-7634 FAX 0536-23-7047 E-mail: shoukou@city.shinshiro.lg.jp
----------------	--

相談機関連絡先	愛知県事業承継・引継ぎ支援センター 豊橋サテライトオフィス 豊橋市花田町字石塚42-1 豊橋商工会議所2階 情報センター内 TEL 0532-53-7211
---------	--

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	令和3年 9月28日	
担当課・室	観光課、観光協会	
担当職・氏名	課長 局長	加藤 宏信 小長井 直樹
連絡先（電話）	(0536) 29-0829（観光協会）	
連絡先（FAX）	(0536) 29-9286（観光協会）	
連絡先（Eメール）	<a href="mailto:info@shinshirokankou.com">info@shinshirokankou.com</a>	

件名	令和3年度鳳来寺山もみじまつり開催内容の変更について
----	----------------------------

## 内容

例年11月上旬から下旬に開催させていただいております「鳳来寺山もみじまつり」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年度は開幕の日及び大祭の日（11月23日）の鳳来寺山を訪れる方の安全祈願等の法要のみ執り行うこととし、期間中のイベント・物産展等の開催については全て中止させていただきます。

なお、鳳来寺山での紅葉の散策、鳳来寺参拝等については制限を設けませんが、各自新型コロナウイルスの感染予防対策に配慮され行動していただくようお願いいたします。

例年23日に行っていたメインイベントをはじめ、期間中における各種イベントは全て中止となりますので、山びこの丘駐車場をはじめとする臨時駐車場の開設は行わず、山びこの丘からのシャトルバスの運行も取りやめとさせていただきます。

### 【安全祈願】

日 時：令和3年11月5日（金） 10：30～

場 所：鳳来寺本堂

### 【大祭】

日 時：令和3年11月23日（火・祝） 10：00～

場 所：鳳来寺本堂

※長篠陣太鼓奉納は行いません。

◎安全祈願および大祭は、いずれも規模を縮小して関係者のみで執り行います。

◎新型コロナウイルス感染防止のため、発熱や体調のすぐれない方は、移動自粛の御協力をお願い致します。

作成現在日： 令和3年9月21日

日	曜日	時 間	行 事	場 所		
1	金	11 : 30	東三河午さん交流会	豊橋	ホテルアークリッシュ豊橋	テラスルーム
2	土					
3	日					
4	月	10 : 00	三遠ネオフェニックス取締役・選手 市長表敬訪問	新城	本庁舎	市長室
5	火					
6	水					
7	木					
8	金					
9	土	13 : 30	新城ふるさと応援隊総会	新城	本庁舎	政策会議室
10	日					
11	月					
12	火	14 : 00	第3回東三河市町村長会議	豊橋	豊橋市役所	政策会議室
13	水					
14	木					
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水	9 : 00	議員への定例報告会	新城	東庁舎	委員会室
		10 : 30	定例記者懇談会	新城	本庁舎	政策会議室
		19 : 00	令和4年度 地域自治区予算合同建議	新城	本庁舎	4階会議室
21	木	9 : 00	12月補正予算査定	新城	本庁舎	政策会議室
22	金	9 : 00	市政経営会議	新城	本庁舎	政策会議室
23	土					
24	日					
25	月	10 : 00	第29回三遠南信サミット2021in東三河「風土」分科会	新城	本庁舎	政策会議室
26	火	13 : 00	安全・安心の道づくりを求める全国大会	東京	砂防会館	
27	水					
28	木	9 : 30	ジェイアールバス高速バス路線 開通記念式典	新城	道の駅もつくる新城	
		13 : 15	奥三河幹線道路(北設井桁道路等)整備促進協議会等合同要望会	名古屋	愛知県議会議事堂	
29	金					
30	土					
31	日					